○文化庁告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年三月十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
十八鳴浜及び九九鳴き浜	平成二十三年文部科学省告示第百四十二号	気仙沼市（宮城県）
須賀利大池及び小池	平成二十四年文部科学省告示第六号	尾鷲市（三重県）

○農林水産省告示第五百七十二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	三菱ＣＦ250	212018	三菱農機株式会社
〃	三菱２Ｆ250Ａ	212019	〃
〃	三菱２Ｆ200	212020	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第五百七十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

漁港の名称	漁港の種類
小沢漁港	第一種漁港
所在地	選定された漁港管理者
むつ市	変更年月日
青森県むつ市	平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第五百七十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

漁港の名称	漁港の種類
狩俣漁港	第一種漁港
所在地	選定された漁港管理者
宮古島市	変更年月日
沖縄県宮古島市	平成二十五年三月三十一日

○経済産業省告示第五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一九二三〇二	平成九年三月十四日	平成二十五年一月二十八日	ガスメーター第一類	リコーエレメックス株式会社　岡崎事業所 愛知県岡崎市井田町三丁目六十九番地
一〇一〇〇一	平成十三年三月二十三日	平成二十五年二月十八日	水道メーター第一類	株式会社森電機製作所　群馬事業所 群馬県前橋市駒形町千四百五十七番地の一

○国土交通省告示第二百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市境寺町

二八字西野谷　二番から二一番まで
二四番から二七番まで
二八番一及び二八番二
二九番
三〇番一及び三〇番二
三一番から三八番まで
三九番一及び三九番二
四〇番から四七番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県福井市境寺町

二八字西野谷　一番　一号
二番　二号
四七番　三号
一五字後畑　二六番　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上町川及び下ノ滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地の接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市境寺町

二八字西野谷　一番　一号
二番　二号
四二番　三号
五〇番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県福井市境寺町

二一字脇谷　一番　一号
二番　二号
三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と四号を結んだ線から上山谷川合流点までの区間の西谷川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

福井県福井市境寺町

二八字西野谷　一番　一号
一五字後畑　二六番　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市境寺町

二一字脇谷　二番から四九番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県福井市境寺町

二一字脇谷　一番　一号
二番　二号
四二番　三号
五〇番　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上町川及び下ノ滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地の接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十一年建設省告示第三千百二十一号で指定した土地の区域を除く。）

福井県小浜市本保

一四号初原　一番及び二番
一五号西ノ奥　一番
三番から六番まで
一六号條山　一番及び二番
六三号西ノ山　一〇番から一五番まで
一六番一及び一六番二
一七番から二二番まで
二四番から六一番まで